

介護職員等ベースアップ等支援加算について

1 加算について

令和4年10月以降、介護職員の収入を3%程度引き上げるための措置を講じるため創設された加算です。賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てていただく必要があります。

なお、ベースアップ等加算の算定には、処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定している必要があります。

2 計画書の作成について

既存の処遇改善関係の加算や補助金とは異なる加算のため、算定を希望される事業所については、計画書を作成していただく必要があります。

また、取得する加算の内容に変更が生じるため、計画書に加え、いわゆる様式A及びB（※）を作成してください。

※総合事業以外は「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」、総合事業は「介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等に関する届出書」「介護予防・日常生活支援総合事業算定に係る体制等状況一覧表」を指します。

3 計画書の提出について

既存の処遇改善加算等と同じく、前々月の末日までに提出をしていただく必要があります。令和4年10月から算定を希望される場合は、令和4年8月31日までに提出してください。

4 計画書等の様式について

令和4年度のベースアップ等加算に係る届出から、新しい様式をご利用ください。市ウェブサイトの「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について」のページに掲載をしています。

5 その他

ベースアップ等加算については、介護保険最新情報V o 1. 1082に詳細が記載されていますので、あわせてご確認ください。

<説明事項3に関する問い合わせ先 高齢福祉課介護保険係 Tel0566-71-2290>